

概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）に残存する障害は、障害等級第 14 級に該当するとして、障害等級には該当しないと決定した原処分を取り消した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

請求人は〇〇製作所で作業員として勤務しており、作業中に鋼材が指に当たり負傷した。負傷後、〇整形外科病院を受診し「右環指末節骨剥離骨折（関節内骨折）」と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日に治癒となった。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）別表第 1 に定める障害等級（以下「障害等級」という。）に該当しないと、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

作業中に怪我をしたものであり、レントゲン写真で遊離骨片が写っているため不支給決定は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

(1) 請求人に残存する障害は、右手環指の末関節伸展障害であるが、完全硬直又はそれに近い状態とは認められない。

(2) 〇整形外科病院医師は、「骨の欠損はない。」「神経損傷はなく、神経障害もない。」と意見を述べている。

(3) 以上から、請求人に残存する障害の程度は、障害等級に該当するものとは認められず、不支給と決定したものである。

4 審査官の判断

(1) 請求人に残存する障害

ア 右環指末節骨剥離骨折（関節内骨折）を受傷しており、同指末関節（遠位指節間関節）の伸展に制限を認めるが、関節が強直したものとは認められず、神経損傷も認められない。

イ 地方労災医員の意見から、右環指末節骨背側の伸筋腱付着部の剥離骨折に伴う明らかな遊離骨片が認められることから「1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの」（障害等級第 14 級の 6）に該当する。

(2) 結論

以上から、請求人の障害の程度は、障害等級第 14 級に該当する。

したがって、監督署長が請求人に対して行った障害等級に該当しないと決定した旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。